

## 栃木市市民会議 会議録

会議名：自治基本条例部会

日時：令和8年2月19日（木） 午後7時00分から午後7時45分

会場：市役所 302会議室

出席者数：10名 事務局：3名

### 1 開会

### 2 部会長あいさつ

### 3 議事

(1) 栃木市自治基本条例の見直しに関する提言書（案）について

《事務局より説明》

委員) 3 (1) 鈴鹿市まちづくり基本条例にだけ「施行」という文言がない。

事務局) 「施行」を追加する。

委員) 提言先は市長となるのか。その後の検討のプロセスはどうなるのか。

事務局) 市民会議から市長に報告した後、提言に対する検討、研究の方向性について担当課から一度回答をいただくことを考えている。その後担当課で引き続き検討、研究を続け、自治基本条例に条文を追加すべきという結論が出れば、原案を考えてもらうような流れになる。

委員) 条例なので議会の議決事項になると思うが、その前に市民会議が関与するところはあるか。

事務局) 原案ができた段階で市民会議にご意見をいただくことになる。

委員) 条例に関しては検討、研究をすすめていただきたいという提言になっているので、まずは担当課からの回答は提言の趣旨に沿って研究をしていきますというような内容になるのか。

事務局) 最初の回答はそのよう形になると思われる。

委員) その後どれくらい期間がかかるかわからないが、検討研究の結果の報告もあると考えてよいか。

事務局) そのようになると考えている。

委員) パブリックコメントも実施されるのか。パブリックコメントの内容を踏まえた改正案についても市民会議に意見を求められるのか。

事務局) 一般的に計画を策定する時も、策定委員会を組織し、原案を作成した後パブリックコメントを行い、出てきた意見に対する回答について委員会で検討するという流れになる。自治基本条例についても同様であると考えている。

委員) 次の5年のうちに結論は出るのか。

事務局) 新しい概念という部分もあるので、時間は要するだろう。提言通りの結論ということも難しいという可能性もある。

委員) 多文化共生については国も動き出している。検討の間にも条件が変わっていく可能性もある。その時々で検討内容も変わってくるだろう。

事務局) 民法改正による成人年齢の変更の時のような内容であれば、期限を決めてできるが、いろいろなご意見がでる内容でもあるため、その時その時の議論を踏まえて検討を進めていくことが必要になると思う。

委員) 逐条解説を改めた場合はどのような形で公表するのか。

事務局) 逐条解説の改正についても市民会議の全体会で報告することを考えており、周知も図っていく。

委員) 行政評価の部分で自己点検評価項目を定め内部評価を行い、その後外部評価を行う手順だと思うが、どのように行っているのか。

事務局) 内部評価についてはすべての単位施策について貢献度、達成状況、課題、取組方針という項目について評価を行い、総合計画部会で外部評価を実施している。内部評価にはその他にも妥当性、コスト削減の余地、受益者負担、上位貢献度、代替性などの項目が設けられており、システムチックに行っている。

委員) 提言の1点目について、私も近隣に外国人の方々が生きているが、確かに交流が図られていない。お互いに馴染むことができず、難しい部分である。「不便を強いられている」という表現はきついところも感じられた。

事務局) その下の段落で「言葉や文化の壁が存在し、課題が生じている」という部分でまとめさせていただいている。

委員) 「多文化共生の理念は、今後ますます重要になる」と記述されているが、理念が重要になるというよりは、理念に基づいた行為、例えば「相互理解と交流が重要になる」という方が、検討する内容がより具体的になると思う。

事務局) 今のご意見を踏まえると「多文化共生の理念に基づいた、相互理解と交流が、今後ますます重要になる」という修正でよろしいか。

委員) 異議なし。

委員) これは「報告書」か「提言書」か。

事務局) 自治基本条例第44条には、「市長に報告するものとする。」とあるので、報告書になる。

## (2) 提言書の全体会発表者について

《部会長が発表者となった》

## 4 その他

今後の流れ

- ・5月の市民会議全体会で部会長から報告書(案)を報告し、市民会議として報告書を取りまとめ、市に提出。
- ・市担当課で提言に対する対応を検討し、市民会議宛てに回答を提出。
- ・9月の市民会議全体会で担当課からの回答と提言の回答を報告予定。

## 5 閉会